

## 安定的皇位継承確保に関する意見

2021年5月31日 都倉武之

まず、私の考え方の概要を示し、最後に聴取項目に回答する。

### 1) 天皇および皇室の存在意義は、政治に関わらない立場がもたらす「緩和力」にある。政争に巻き込まないように十分な注意が求められる。

- そもそも天皇および皇室の存在は、人間社会に必須の普遍的なものではない。
- 大日本帝国憲法における主権者から日本国憲法における象徴への転換により、戦後は極めて限定的・儀礼的で実質的な権能を有しない消極的存在であることに意味があった。
- 平成期は、法的位置づけが曖昧な公的行為の充実により、象徴としてのあり方に積極性が生まれ、それを多くの国民が受け入れた。戦後の昭和天皇および現上皇の75年にわたる蓄積により、民主主義と皇室の共存の伝統と価値が培われた。
- 天皇が日本国憲法に規定され存在することにどのような意義があるか（より明確に言えば、国民にどのようなメリットがあるのか）を改めて考える上で、大日本帝国憲法制定前に著された福沢諭吉の2著作『帝室論』（1882年）および『尊王論』（1888年）は、タブーを排した世俗的・常識的な論じ方が参考となる。
- \*昭和天皇・現上皇が、戦後の象徴天皇制のあり方を考える上で参考にしたことが知られている。
- \*『帝室論』は「帝政党」という政党が登場し皇室の権威が政治利用されようとしたことをきっかけに、皇室を政治と切り離すべきことを説いた書である。
- \*『尊王論』は明治政府による大日本帝国憲法制定を間近に控え、天皇を神権主義的な権威として政治利用することを牽制する書で、皇室を徹底して世俗的・常識的な文脈で評価し位置づけようとする。
- \*福沢は「立君も必ず不便ならず、共和政治も必ず良ならず」（『文明論之概略』、1875年）といい、あるいは「今の文明国に君主を戴くは、国民の智愚を平均してその標準なお未だ高からざるが故なり、その政治上の安心なお低くして公心集合の点を無形の間に見ざる能わざるが故なり」（『福翁百話』、1897年）ともいうなど、皇室を絶対視する立場から距離をとっていた。

### ■天皇を置くことの効用は何か

- 『帝室論』『尊王論』は、「帝室は政治社外のものなり」として、皇室を現実政治から最大限遠ざけることの重要性を繰り返し強調する。
- 天皇の権威は、為政者にとって誰もが否定しえない後ろ盾になり得るため、政治利用は非常に危険であり、政争の具とすることを避ける必要がある。ひとたび何らかの政治的判断に利用されると天皇の権威がその後の議論を塞いでしまう（異なる政治的意見を天皇の権威を利用して黙らせる）危険性、その結果国民の不満が皇室に向き「不平怨望の府」となってしまうことをも指摘している。本会議の課題についても、皇室を政争に巻き込まないという視点は十分注意が必要であると考えます。
- 両書は、皇室を現実政治の争いから最大限遠ざければ、その存在は「経世上の大利益」をもたらす（社会的効用がたくさんある、換言すれば政治以外の分野で国民に役立つよう上手に位置づけていくべきである）と説き、以下のように役立つ点を説明する。

- 政治は人間社会に物質的・制度的な側面から働くが、政治家の闘争は熱い夏や寒い冬のように激しいもので、国民に対する働きは水のように冷たいものである。杓子定規な法理では解決されない多くの不満を国民が抱えることになる。
- その満ち足りない精神的・感情的な側面をケアする働き、同時にまた社会の発展（「文明開化」）を奨励する働きを皇室が担っている。（資料1『帝室論』抜粋、資料2『尊王論』抜粋参照。資料3の『尊王論』抜粋では、天皇の役割をお祭り少年同士が始めたケンカを仲裁する親分に喩えている。）
- 政治の目の届かない（票にならない）、日本社会の多種多様な分野で努力している人や、見返られることの少ない人々を見守り、励まし、褒める存在という機能を持たせることで、皇室を政争の世界から独立して社会の安寧のために働くもの、そしてその結果として社会の発展を促進させるものとして意義づけている。
- 政治だけが国家としての権威を代表すると、最新の学問や教育、文化、芸術などあらゆる分野の奨励が政争の具となり、政治的忖度の対象となり、様々な弊害をもたらすことを予見している。
- 政権が幾度交替しても変わることなく継続されるその役割は、過去の永い歴史を背景とした日本国の現在および未来を代表する存在としての皇室固有のものである。政治家をはじめ一般の国民には代替できないその特殊な役割を担う地位は、今後新たに創出することはできないものであり、繰り返しになるが現実政治の政争に巻き込まないことが重要である。

#### ■皇室はなぜ尊重される存在なのか

- 福沢は、天皇権威が絶対性を帯びることがもたらす危険性（たとえば幕末の尊王攘夷運動の熱狂的なエネルギーの恐ろしさ）を念頭に、天皇の権威の由来を神権主義的ではなく、世俗的・常識的に解釈しようとする。『尊王論』では天皇の「神聖」性の由来を、「日本国内無数の家族」の中で「最古最旧」の家族であることに求め、それが国民の「尚古懐旧の情」に訴えるから、尊皇の情が篤い特定の人々だけで無く、広く日本国民一般に価値が認められると説く。
- 世界中の人々が至宝として珍重しているものを分析し、「大家の書画」「遠国の奇物」「寒村の老松」などを例に挙げ、それらは全く経済上無用の長物であるが、「実用を去ることいよいよ遠ければいよいよ人に貴ばれるを常」とするのが尚古（古きをたつとぶ）の情であると説明、「無生の物品」で価値があるのだから「有生の人」（天皇・皇族）に価値があるのは当然である、すなわち、稀有な珍しい古さを有するから日本を代表する権威として尊重されるのであると、極めて乱暴だが明快な説明をしている。
- 古代より父方だけの血統を繋ぐというルールで継承されたことが、天皇の家族が別格扱いされる稀有な珍しさであり、歴史上も、各時代の日本の同時代の一般的な家の継承のあり方と必ずしも軌を一にしてきたとはいえず、その特殊性こそが別格扱いの根拠となっているのではないか（我々誰しもが、例外なく古代より血を繋いで存在している者であるにもかかわらず通常は珍しさを感じない）。この稀有な珍しさが、他の拮抗する権威の出現を抑え、中立性や唯一性を担保したとみるならば、そのような歴史の蓄積が、近代における主権者としての天皇という例外的な一時期を除いて、再び回帰すべき象徴

天皇というあり方を用意したということができないのではないか。

- 現在の皇室の姿は、現代人の家族観や男女観からの乖離は否定できない側面があるが、政治が解決すべき現代日本全体の社会的課題（女性の社会参加など）を、本来「稀有な珍しい古さ」を由来として尊重されてきた皇室に担わせるという発想は安易であり、政治の責任転嫁ともいえるのではないか。
- もし今日の一般常識に皇室を対応させるのであれば、世襲そのものこそ廃すべきことを志向することになる。憲法に規定されたその制度の存続を前提に、その特殊性を認めるのであれば、中途半端な制度変更は、その別格扱いの由来を失わせることになる、という見方も出来よう。
- 戦後の皇室は、一般国民の家族のあり方に対応して、民間からの妃選り、傅育官の廃止など自主的に旧来の伝統を変更し、むしろ子育て方針のあり方などにおいて先進性を示したこともある（「ナルちゃん憲法」など）。歴史性が重きをなす皇室においても、男女や家族のあり方は、常に伝統と共に革新性も国民から期待されることを念頭に、民間との絶え間ない対話の中で、継続的に工夫と模索を積み重ねていくことが大切である。しかしそれは同時に、日本国民一人一人が向き合い体現していく課題でもあるという点を改めて確認したい。

#### ■公務のあり方には緊張感が必要であり、皇族を日常的に支える民間の参与（アドバイザー）を強化することが必要

- 上述した、目の届きにくい人々を見守り、励まし、褒めるといった天皇の行為は、いわゆる「公的行為」に対応するが、これは法的位置づけが曖昧である。だからこそ、法理が対応しない、福沢のいう「情」の側面に働くともいえるが、その選択は事実上天皇および皇族自身の意志に委ねられる形となり、無制限な拡大の可能性がある。また政治からの距離の取り方についても歯止めがなく、天皇および皇族自身の判断に事実上任されることになる。従って常に慎重さが必要であり、抑制的でなければならない側面があることに十分な注意が払われる必要がある。
- かつて昭和天皇の侍従長を務めた入江相政や徳川義寛のように、皇室にどこまでも仕えるといった側近は生まれにくくなった現在、天皇および皇族の日常のよき相談相手となり、家族のあり方や公務のあり方、情報発信のあり方なども含め、日頃から心置きなくコミュニケーションを取りつつ相談できる人々を増やす必要があるのではないか。現上皇にとっての小泉信三、安倍能成、坪井忠二ら東宮職参与のあり方などを踏まえ、参与（アドバイザー）の強化が必要であると考え。これは上述の「公的行為」のあり方のバランスを保ち続けていく上でも極めて重要なことである。その人々は、必要と信じる際には、厳しいことも直言できる関係を天皇および皇族と構築しなければならない。
- 現在の天皇および皇族の日常の対応には、宮内庁職員が業務として従事しているが、その重職は、外務省や旧内務省系の官庁出身者が多く担っていると見受けられる。上述した民間人の参与に求められる内容は、官僚機構の職務には必ずしも馴染まないものであり、皇室と国民、皇室と官僚機構の間をそういった人々が橋渡ししていきながら、「公的行為」の範囲は適度な緊張感の中で模索され続けていく必要があると考える。（資料4として、2008年に発見された現上皇に対する小泉信三の御進講覚書を添付する。）

2) 安定的皇位継承確保に必要なことは、次の2点のバランスである。

① 皇位継承の選択肢を増やすこと

② 正統性の疑いをなくすこと

○安定的皇位継承確保を検討する上で、①次の天皇の候補が多くいること、がまず最大の焦点である。この点、現在の皇室は、男系男子による継承を求められながら、手足を縛られて泳げといわれるごとくに、極めて限定的な選択肢の中で家族を形作っている。天皇および皇族が将来の自身の家族をどのようにつくっていくかについて、今少し家族のあり方の選択肢を拡大し、模索する時間があっても良いのではないか。

○①の視点で見落とされがちなのは、大きな制度変更が正統性に強い疑義を生じる可能性を持ち、一見①の意味で安定しても、結果的に②の意味で安定性を根本から崩し、憲法に規定された、天皇を象徴とした国のあり方そのものを極めて不安定化させる可能性を持つことである。法理論上、皇位に就ける者が安定的に存在するようになって、皇位に就く者の正統性に疑問を生じて国論を二分し、極端に言えば、異なる天皇を担ぐ勢力が誕生したりするような事態さえ生じかねない。それが慢性化すれば、皇室に対する「国民の総意」が失われていき、さらにはその疑義も世襲されていくことで、後代では挽回しがたい状況を生むことさえ考えられる。そうなれば安定的皇位継承を求めるという目的を達成したことにならないのはいままでもない。

→②の側面も、象徴天皇のあり方を安定的に維持していく上では、看過できない極めて重要な要素であり、男系での継承を継続する模索がなされて良いと考える。

→一方で、「世襲」のみを要件とする日本国憲法は、女性天皇および女系天皇を容認しうると考える。女性天皇については、配偶者やその子供をどのように遇するかという点での課題が多いが、その点を含め法的な整合性がとれば容認されて良いと考える。しかし②の視点の安定性および現在の皇族本人の予見可能性の観点からも、現状では男系男子優先が妥当と考える。

→男系継承模索の方途が尽き、他に選択肢がないときの最後の選択肢としてならば、女系天皇は容認されて良い。他の選択肢がないときには、自ずと十分な国民的な合意も醸成されていき②の問題は緩和されると考えられる。いずれにしても正統性に疑義を生じさせないよう、泥縄式の制度変更は避けることが望ましい。

○国民の理解が得られることは極めて重要であるが、現在のところ、女性天皇や女系天皇については正確な理解が進んでいるとは考えにくい。また、皇室に関する国民感情を左右する報道は近年ことのほか激しく、5年前、10年前の皇室に関する報道と比較すれば、内容の変転、振れ幅がいかに大きいものかがわかる。将来の天皇という、50年、100年を見渡す議論において、一時的な風潮や、現実政治の担い手たちの権力闘争に利用される、すなわち政争の具となることを避けることには慎重の上にも慎重な配慮が必要であると考えられる。

以上を踏まえて、聴取項目へのあてはめを以下の通りに示す。

**1) 天皇の役割や活動についてどのように考えるか。**

国事行為に加え、適切な範囲を図りながら公的行為を通して、国民の「和気」を催させる「緩和力」として働くことが期待される。

**2) 皇族の役割や活動についてどのように考えるか。**

憲法上の天皇の役割との整合を図りつつ、天皇の役割を分担し補佐する存在である。率直に言って、特に婚姻によって皇籍を離れる可能性がある女性皇族の役割に対しては、皇族が皇位継承資格者輩出の源泉であるという側面を重視するあまり、あたかも婚姻までの消化試合のようにとらえる向きのあることも仄聞する。しかし、そうした見方があるとするれば、一般国民にはなしえない価値を正当に評価しないものと言わざるを得ない。その有する特別な価値を見据え、天皇の一身においては十分に時間や労力を割けない深度での対応などを付加するものとして積極的に位置づけられることが期待される。

**3) 皇族数の減少についてどのように考えるか。**

上記の役割の継続および皇位継承資格者の確保、さらに天皇のそばにあって日頃から支える存在として、一定数の皇族は必要である。そのため、女性皇族が、本人の意向を含む一定の要件の下で皇族に残れる等の仕組みも検討されてよいと考える。しかし現在の公務全てを皇族が直接に担い続けるべきかどうかは検討の余地があり、皇族の身分を離れた元皇族やその周辺の由緒ある方が一般国民のままそれを補佐することも可能と考える。

**4) 皇統に属する男系の男子である皇族のみが皇位継承資格を有し、女性皇族は婚姻に伴い皇族の身分を離れることとしている現行制度の意義をどのように考えるか。**

血統を最重視した男系継承というルールは、これまでも必ずしも日本人の家族のあり方を常に投影したものとはいえない特殊なものであり、その特殊な継承が伝えられた長い年月が天皇の姿を通して意識され、日本の歴史を象徴すると考えると、これを単に今日の家族像との不整合から排するという結論には、端的になしえない重みを有していると考えられる（我々誰もが血を繋いで存在しているが、長い年月の継続的特殊性を有するからこそ皇室を通して歴史が意識される）。しかし、皇位を継ぐことだけが皇族の役割ではなく、女性皇族の婚姻による皇籍離脱の本来の制度趣旨が皇族の増加抑止という側面を持つとみるならば、現状に鑑みて、女性皇族が婚姻後も皇族身分を保ちうるように限定的に制度を改めても良いものと考えられる。

**5) 内親王・女王に皇位継承資格を認めることについてはどのように考えるか。その場合、皇位継承順位についてはどのように考えるか。**

皇位継承資格を男系女子に拡大する女性天皇は、法的な条件を整えば容認に賛成であり、将来的には皇位継承を長子優先とすることも選択肢であろう。しかし、現行制度の下で過ごしてきた現在の皇族に適用することは皇族本人の予見可能性などの面からも不適切で、新制度施行前の時点において現存する皇族間においては新制度下においても男系男子が優先されるべきである。

6) 皇位継承資格を女系に拡大することについてはどのように考えるか。その場合、皇位継承順位についてはどのように考えるか。

様々な可能性を想定しておくのが政治の責務であり、すべての選択肢の見通しが立たなくなってから、改めて女系を容認するのではかえって正統性に根深い疑問を生じる。他の手立ても尽くした上で、優先順位を最後とした選択肢として、女系継承の道を確保しておくことも今後のあり方であると考え。

7) 内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することについてはどのように考えるか。

その場合、配偶者や生まれてくる子を皇族とすることについてはどのように考えるか。公務の分担は皇籍を離脱してからでも可能と考えるが、本人の意向を含む一定の要件の下で皇族の身分にとどまる選択肢があってもよいと考える。婚姻後も天皇を支える役割を務める上では便宜であろう。例えば配偶者や子も皇族とした上で、子は男女を問わず婚姻により皇族を離れるなど、皇族数が増大しすぎない工夫は必要である。

8) 婚姻により皇族の身分を離れた元女性皇族が皇室の活動を支援することについてはどのように考えるか。

その血統が活動の根拠であり、その活動に相応しいという国民的理解を与える。そうであれば、新たな称号などは不要であろう。元皇族やゆかりの家などにおいても、既にそれぞれ相応しいと認識される方は様々な役目に就かれている実情があると理解している。

9) 皇統に属する男系の男子を下記①又は②により皇族とすることについてはどのように考えるか。その場合、皇位継承順位についてはどのように考えるか。

① 現行の皇室典範により皇族には認められていない養子縁組を可能とすること

② 皇統に属する男系男子を現在の皇族と別に新たに皇族とすること。

皇室は家の形式的な存続ではなく父方の血統の連続を重視してきたことや、女性は婚姻により皇族となるが男性は供給され得ない現行制度のあり方に着目するならば、抑制的な運用のもとで、血統の連続を維持するための民間からの養子（血縁の近い「皇統に属する男系男子」を想定）を可能にすることも、非現実的とはいえないと考える。ただし、安定的皇位継承確保のための最小限度に留められるべきで、宮家の増設などの形を取ることは望ましくないと考える。皇位継承資格は次代以降に認めることが自然と思われる。制度設計には十分な検討を要するが、皇族の家族形成に選択の幅を与えることは、安定化には大いに資すると考える。

10) 安定的な皇位継承を確保するための方策や、皇族数の減少に係る対応方策として、そのほかにどのようなものが考えられるか。

間接的な対応ではあるが、日頃より身の対応をする宮内庁職員のほかに、参与（アドバイザー）などの形で、日頃より身近に皇族に接し腰を据えて相談役となる民間の人々を厚くする必要がある。将来を見据えた行動のあり方、国民に対する情報発信、さらには政治との適切な距離や「公的行為」の適切な範囲の模索などは、皇室と国民の安定的な関係性の持続に不可欠であるが、現在非常に手薄となっている感があり、検討が急務である。

【参考資料】 \*表記は読みやすいように適宜改めた。

### （資料1）福沢諭吉『帝室論』（1882年）抜粋

「我が帝室は日本人民の精神を収攬するの中心なり。その功德至大なりというべし。国会の政府は二様の政党相争うて、火の如く水の如く、盛夏の如く厳冬の如くならんと雖ども、帝室は独り万年の春にして、人民これを仰げば悠然として和気を催うすべし。国会の政府より頒布する法令は、その冷なること水の如く、その情の薄きこと紙の如くなりと雖ども、帝室の恩徳はその甘きこと飴の如くして、人民これを仰げば以てその愠り（いかり）を解くべし。いずれも皆政治社外にあるにあらざれば行わるべからざる事なり。西洋の一学士、帝王の尊厳威力を論じてこれを一国の緩和力と評したるものあり。意味深遠なるが如し。我国の皇学者流もまた民権者流もよくこの意味を解し得るや否や。」

「国民の名代たる国会議員の政府は、道理の府なるが故に情を尽くすを得ざるなり。理を伸ばさんとすれば情を尽くすべからず、情を尽くさんとすれば理を伸ばすべからず。二者両立すべからざるものと知るべし。さればこの際に当たりて、日本国中、誰かよくこの人情の世界を支配して徳義の風俗を維持すべきや。ただ帝室あるのみ。」

「（法律により罰するばかりで勸賞することがなかったら）人民はあたかも畳なき室に座するが如く、空気なき地球に住居するが如くにして、道理の中に窒息することあるべし。今この人民の窒息を救うて国中に温暖の空気を流通せしめ、世海の情波を平らかにして民を篤きに帰せしむるものは、ただ帝室あるのみ。」

### （資料2）福沢諭吉『尊王論』（1889年）抜粋

「如何なる事情に迫るも、帝室にして時の政府と譏譽を与にするが如きは、我輩の断じて取らざる所なり。如何となれば、帝室は純然たる恩沢功德の涌源にして、不平怨望の府にあらざればなり。」

「進歩を助くるに帝室の余光を以てするその功德は実に無辺なるべし。例えば学問教育の事に就いては天下の学者を優待し、商工を勧むるには特に有功の者を賞し、孝子節婦を褒め、名僧知識を厚遇し、琴棋書画、一種の技芸に至るまでもこれを保護するが如き、いずれも皆帝室より直達のことにして、天下の面目を改め、ただに文明の進歩を促すのみならず、民心靡然としてその恩徳の渥き（あつき）に感ぜざるものなく、自ずからその尊厳神聖の基を固くするに足るべし。」

「古旧を慕う者は固陋に陥るの弊を免れず、その極端に至りては時勢の変通を知らずして、日新開明の主義に敵するものさえなきにあらざれば、我輩においては特にこの辺に注意し、尚古懐旧の人情に依頼して帝室の神聖を維持すると同時に、その神聖の功德を以て人文の開進を助け、帝室は日本の至尊のみならず文明開化の中央たらんことを祈（る）」

### （資料3）福沢諭吉『尊王論』（1889年）における天皇の役割の比喻

「例えば坊間血気の少年、祭礼又は火事場において甲乙打ち当たり、針小の間違いより棒大の争いを起こし、東西相接して互いに五分も引かれぬ意気地となり、警察恐るるに足らず、必死は素より覚悟なりとて、まさに一大椿事に至らんとするその瞬間に、群集の中を割って出でたる者は兼ねて名に聞く何組の親方にして、单身赤手、右と左に押し分け、この喧嘩はこちらに貰うたりと大声一喝の下に、双方の昂激たちまち鎮静し、総勢肅々としてその場を引き揚げ、果ては仲直りの一盃を以て穏便に事の局を結ぶが如きは、大都下に珍らしからぬ事実なり。蓋しこの少年等が血気に速りて、その極度は生命をも愛しむに足らずというまでに至ると雖も、瞬間に機を転じてその本心を叩けば、特に殺伐残忍を好むにあらず、最前はただ義侠好男子の名のために引かんと欲して引くべからざりしのみ。今は親分の扱いとなりて双方の面目も立つといえ、たとえ少々の不平あるもその辺は親分に対する子分の義理として勘弁せざるべからず。既に勘弁すると覚悟を定めたる上は、一言半句の筋(苦情)を云わざるこそ却って好男子なれとて、一切の進退を挙げてこれを親分の処置に任ずるは、親分の名望素より盛んなるが故なりとは雖も、内実は子分の者共も、その仲裁の扱いを好き機会(しお)にして自分等の面目を全うすることなれば、親分一人の名望は数多の子分の無事を維持するの機関にして、緩解調和の妙効を存するものというべし。」

### （資料4）小泉信三「御進講覚書」（慶應義塾福沢研究センター蔵）

\* 東宮御教育参与であった小泉信三（1888-1966）による、当時の皇太子（現上皇）への講義草稿。

「昭和二十五年四月廿四日

今日からはじめて、経済学の極めて一般的なる要項を御進講申し上げることに致しますが、私のこの講義の目的は単に経済学の知識をお話し申し上げるだけでなく、皇太子としてお弁まえ（わきまえ）になって然るべき、社会的物事一般に干渉する知識、あるいは御心得に及ぶつもりでありますから、時として経済学以外の問題にもわたって申し上げることが度々ありますことと存じます。何卒そのお積もりで御聴きを願いたく存じます。

すべての御進講に先だち、常に殿下にくり返し御考えを願わねばならぬことは、今日の日本と日本の皇室の御位置及びその責任ということでもあります。この事はすでに一度昨年申し上げたことではありますが、くり返して申し上げます。

近世の歴史を顧るに、戦争があつて勝敗が決すると、多くの場合、敗戦国においては民心が王室をはなれ、あるいは怨み、君主制がそこに終わりを告げるのが通則であります。第一に一八七〇年における普仏戦争、戦争は夏起こつたのであるが、九月にセダンの会戦で仏が大敗すると、仏の帝政は廃せられて共和制が布告されました。第一次世界戦争では、ロシア、ドイツ、オウストリヤという三大大帝国の皇帝はみな位を逐われ、ロシア皇帝の如きは言うに忍びざる最期を遂げました。また、第二次大戦においてもイタリヤは結局王政を廃して共和制となりました。諸国の実例はみなこの如くであるにも拘わらず、ひとり日本は例外をなし、悲しむべき敗戦にも拘わらず、民心は皇室をはなれぬのみか、ある意味においては皇室と人民とはかえって相近づき相親しむに至つたということは、これは殿下において特と御考えにならねばならぬことであると存じます。責任論からいへば、陛下は大元帥でありますから、開戦に対して陛下に御責任がないとは申されぬ。それは陛下御自身が何人よりも強くお感じになっていると思います。それにも拘わらず、民心が皇室をはなれず、況んやこれに背くという如きことの思い

も及ばざるは何故であるか。一つには長い歴史であります、その大半は陛下の御君徳によるものであります。もしも日本の敗戦に際して日本の君主制というものがそれと共に崩れるというが如きことがありましたならば、日本は拾収すべからざる混乱と動揺とに陥ったであろうと思います。幸いにもその事なくして、あたかもアメリカ人が国旗を見て肅然として容を正すように、日本人民が皇室を仰いで襟を正し、ここに心の喜びと和やかさとの泉源を感じて、国民的統合を全うすることを得たのは、日本のため大なる幸福としなければなりません。私どもが天皇制の護持ということを用いるのは皇室の御為に申すのではなくて、日本という国のために申すのであります。そうしてその日本の天皇制が陛下の君徳の厚きによって守護せられたのであります。終戦前は今日とちがい、陛下直接民衆にお接しになります機会が極めて少なかつたにも拘わらず、国民は誰いともなく、陛下が平和を愛好し給うこと、学問芸術を御尊重になりますこと、天皇としての義務に忠なること、人に対する思い遣りの深くお出でになりますことを存じ上げて居り、この事が敗戦という日本の最大不幸に際しての混乱動揺を最小限に止めさせた所以であると存じます。

殿下においてこの事を深くお考えになり、皇太子として、将来の君主としての責任を御反省になることは殿下のいささかも怠るべからざる義務であることをよく御考えにならねばなりません。

殿下はお仕合わせにも陛下の場合とちがい、お父上が御壮健であります故、皇太子としての御勉強に専念遊する時間を多く御持ちになる次第でありますから、よくよくこの君徳ということについて御考えになっていただきたいと存じます。新憲法によって天皇は政事に干与しないことになって居りますが、しかも何等の発言をなさらずとも、君主の人格その識見は自ずから国の政治によくも悪くも影響するのであり、殿下の御勉強とは修養とは日本の明日の国運を左右するものと御承知ありたし。

注意すべき行儀作法。

気品とデイグニチイは間然すべきなし。

**To pay attention to others**

人の顔を見て話をきくこと、人の顔を見て物を言ふこと。（人から物を貰ったりした場合等の注意）

Good mannerの模範たれ。」